

令和2年4月14日

医療機関の長 殿

茨城県医師会会長 諸岡 信裕

「新型コロナウイルス関連感染症:第31報」

第7回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会について

4月10日に標記の会が TV 会議システムを使って日本医師会で開催されました。要点をお知らせします。

**1) 初診からオンライン診療、電話診療が一時的に認められることとなります。**

厚労省は、今回の新型インフルエンザ対策の一環として感染拡大を防ぐために初診からオンライン診療を認めることになりました。また、高齢者などスマートフォンなどの使用が困難な人に配慮して電話診療も同様に認めることとなります。中医協で承認され次第、各医療機関に通達される予定ですが、オンライン診療または電話診療を行う医療機関の手上げ方式で厚労省がリストを作成し公表することになっています。実施予定の医療機関では準備をしておいてください。なお、オンライン診療では厚労省が定める研修を受講しなければならないことになっていますが、今回の時限的・特例的な取り扱いの期間に限って、受講していない医師が実施しても差し支えありません。具体的な方法についての要点は以下の通りです。

- 視覚情報を含む通信手段を用いて診療を行う場合は画面で受給資格を確認すること。
  - 電話を用いる場合は保険証の確認は、コピーのファックスや写真の電子メールへの添付で行うこと。それが困難な場合は電話により記載事項を確認すること。
  - 処方箋は薬局へファックスで送ることになりますが、後に原本を薬局に送ること。
  - 一部負担金は銀行振込、クレジットカード決済などにより実施しても差支えないこと。
- (厚労省からの都道府県への事務連絡文書はインターネットで閲覧できます。)

**2) 軽症者、無症状者の宿泊療養、自宅療養で医師会の活動が期待されています。**

東京都をはじめ先進都府県では軽症者、無症状者の宿泊療養が始まっています。茨城県でも宿泊施設を確保するべく調整が進んでいます。東京都では、都医師会の JMAT が出務する予定になっています。他の府県でも医師会が宿泊療養を支援する予定です。宿泊療養では医師は常駐せずオンコール体制が原則です。なお、日本医師会では、自宅療養よりも宿泊療養の方が感染拡大を防げるとして、そちらを推奨しています。

**3) 風評被害防止キャンペーンの動画が日医で作成されました。**

新型コロナウイルス感染症を診療した医療機関や医療従事者に対する風評被害が各地で報告されていることを受けて日本医師会では風評被害防止キャンペーンの動画を作成し公開しました。日本医師会のホームページで見ることができるとともに、ユーチューブでも見られます。動画では医療従事者が感染拡大防止に懸命に取り組んでいることを訴え、医療従事者が実際に受けた風評被害の事例を紹介しています。